

役員利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、株式会社南阿蘇ケアサービス（以下「当会社」という。）の役員「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、当会社の役員に対して適用する。

(自己申告)

第2条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当会社以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務長に書面で申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当会社と役員との利益が相反する可能性がある場合（当会社と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによつてかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 取締役である事務長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを代表取締役に対して行うものとする。

(定期申告)

第3条 役員は、毎年当該役員兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第4条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務長は、申告内容の確認を徹底した上、代表取締役と協議し、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、この法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第5条 第2条又は第3条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、管理事務にて管理するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及び取締役会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。